

報酬基準

相談費用（司法書士費用）

初回相談料無料

30分 3,000円（受任した場合無償となります）

相続登記費用

基本報酬

	司法書士費用	実費
①相続登記申請（所有権移転登記）	30,000円 （課税標準額 1000万円以内。1000万増えるごとにプラス 5000円）	登録免許税 （課税標準額×0.4%）
②全相続人調査	20,000円	
③相続関係説明図作成	10,000円	
④遺産分割協議書作成	20,000円	
⑤遺産分割証明書作成（1名分）	8,000円	

相続人に未成年者等がいる場合家庭裁判所に特別代理人の選任申立てが必要な場合があります

特別代理人選任申立て（1名）	10,000 円（選任申立て実費 800 円程及び郵便料金含む）
特別代理人（司法書士）就任	40,000 円

相続登記関係資料取得費用

	司法書士費用	実費
戸籍謄本等確認作業 (必要な戸籍がそろっているか確認します)	10,000 円	戸籍謄本等 450 円程度 除籍謄本等 750 円程度 別途往復郵便代
全相続証明書一括取得・相続人確定	16,000 円（20 通以上なら）	
相続証明書（戸籍・住民票・戸籍附表等）個別取得	1 通 800 円	
法定相続情報証明書取得	10,000 円	

所有権移転・保存登記 登記費用

	司法書士費用	実費（登録免許税）
所有権保存登記	20,000 円 （課税標準額 500 万円以内。500 万円増えるごとに 5,000 円加算）	登録免許税がかかります
所有権移転登記（売買・贈与）	30,000 円 （課税標準額 1000 万円以内。1000 万円増えるごとに 5000 円加算）	
所有権移転登記（合併・会社分割等）	40,000 円 （課税標準額 1000 万円以内。1000 万円ふえるごとに 5000 円加算）	
所有権仮登記（1号・2号仮登記）	30,000 円 （課税標準額 1000 万円以内。1000 万円増えるごとに 5000 円追加）	
所有権登記名義人変更（氏名・住所）	10,000 円（不動産一つあたり）	1,000 円の登録免許税

（根） 抵当権設定・抹消・変更 登記費用

	司法書士費用	実費（登録免許税）
抵当権設定	25,000 円 （債権額 500 万円以内。500 万円増えるごとに 5000 円加算）	登録免許税
根抵当権設定	30,000 円 （課税標準額 1000 万円以内。1000 万円増えるごと に 5000 円加算）	

(根) 抵当権設定仮登記	25,000 円	
(根) 抵当権抹消	10,000 円 (一つあたり)	1000 円 × 個数
(根) 抵当権変更	10,000 円 (住所・氏名変更の場合) 20,000 円 (債権額・極度額変更の場合) 20,000 円 (移転の場合) 相続による変更登記は不動産の相続登記の例による	別途登録免許税

付随業務 (登記関係) 費用一覧

	司法書士費用	実費
日当	半日 (4 時間以内) 10,000 円 1 日 (4 時間以上) 20,000 円	
取引立会料	買主様 (権利者) 10,000 円 売主様 (義務者) 10,000 円 (課税標準額が 5000 万円まで。10,000 万円増えるごとに 5,000 円加算)	
家庭裁判所・公証人役場面談同行等	15,000 円	
相談・調査業務 (不動産・預貯金等)	10,000 円	
事前閲覧 (登記簿)	300 円 (一通)	450 円 (窓口閲覧) 335 円 (ネット閲覧)
事後謄本取得 (登記簿)	500 円 (一通)	600 円 480 円 (オンライン窓口取得)

登記原因証明情報作成	10,000 円	
登記原因証明情報兼承諾書作成 * 嘱託登記等	15,000 円	
調査料・付属業務	10,000 円	不動産・現地確認その他登記申請 のための調査
契約書作成（売買・贈与） * 登記申請に付随するもの	30,000 円（権利者・義務者共通）	別途、貼用印紙代
住宅用家屋証明書取得	3,000 円	1,300 円程

* 登記済証や登記原因証明情報がない場合

本人確認情報作成	30,000 円（所有権移転登記） 20,000 円（抵当権者・抵当権設定者）
----------	--

商業登記費用

	司法書士費用	実費
会社設立登記（株式会社・合同会社）	50,000 円	○登録免許税 資本金額×0.7%(最低納付額 15,000 円) ○公証人手数料 ○定款認証料 印紙代 40,000 円

		(電子認証の場合は不要)
資本金額の増加の登記	30,000 円 (増資額 500 万円以内。500 万円増加ごとに 5000 円加算)	登録免許税 増資額×0.7% (最低納付額 3 万円)
目的変更登記	15,000 円	登録免許税 30,000 円
役員変更登記	20,000 円	
役員の住所変更登記	8,000 円	
役員に関する事項の登記 ex.責任限定契約など	20,000 円	
本店移転登記	管轄内 25,000 円 管轄外 30,000 円	登録免許税 30,000 円(管轄外の場合 60,000 円)
有限会社から株式会社への組織変更登記	50,000 円	登録免許税 60,000 円 (設立+解散登記) + α (資本金の額によって増加する場合)
NPO 法人・組合等の役員変更	20,000 円	登録免許税はありません。 登記簿の取得費など。
その他商業登記に関する登記	お問い合わせください	お問い合わせください

成年後見申立て費用（補佐、補助申立て）

・基本報酬 30,000 円

・裁判所への予納金

鑑定料 30,000~80,000 円（お医者さんの鑑定。裁判所に予納。補助申立てには不要。）

・実費 切手印紙代 1 万円程度

遺言書作成・遺言執行者 費用

	費用	実費等
自筆証書遺言 検認申立（家庭裁判所へ）	30,000 円	印紙代・予納郵券代 他
遺言執行者申立て	30,000 円	裁判所への印紙・切手代
遺言執行者就任	裁判所の審判により決定	執行に要する費用は遺言者の財産から支出
遺言書のチェック	（自筆証書遺言）15,000 円 （公正証書遺言）25,000 円	
公正証書遺言の作成	30,000 円	公証役場手数料
証人の依頼	15,000 円	
公証役場同行	15,000 円	

遺言執行者指定	30,000 円	
●亡くなられた後遺言執行費用	遺産総額×1% (最低額 100,000 円)	司法書士登録 税理士費用は別途かかります

相続放棄申述費用

(3 か月以内) 15,000 円
(3 か月経過) 20,000 円

簡裁訴訟 (訴額が 140 万円以下) 代理関係費用

(実費として裁判所への印紙代、予納切手代がかかります)

○裁判外における和解交渉

着手金 50,000 円 (50 万円以下の場合 30,000 円)
成功報酬 10% (金銭を目的としない場合 20,000 円)

○裁判上の請求

着手金 50,000 円 (50 万円以下の場合 30,000 円)
成功報酬 10% (金銭を目的としない場合 20,000 円)

裁判所提出書類作成

訴状・申請書 10,000 円
添付書面 3,000 円